



こし はいごうりつ はくしょくど さいせいし しょう 古紙パルブ配合率100%・白色度70%再生紙を使用しています





おとなのみなさんへ

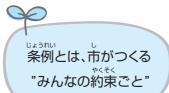
子ども条例(仮称)づくりにあたり、子どもたちの意見や感想をいただきたいと考え、 このパンフレットを作成しました。ぜひ、子どもたちとご一緒にお読みください。

かなさんの意見を募集しています

みなさんが、一人ひとりが尊重され、自分らしく生きいきと安心して 生活することができるよう、名古屋市は、「子ども条例(仮称)」づくり に取り組んでいます。

このパンフレットは、条例を、どのような内容にするのか、「子ども とままれい かしょう けんとうかい かんが 条例(仮称)検討会」が考えていることを、みなさんに見てもらい、 それについての意見や感想を募集するためのものです。ぜひ、みな さんの意見や感想をお寄せください。

みなさんの意見をもとに今後検討会で考えをまとめていきます。





いけん かんそう ぼしゅうきかん 意見や感想の募集期間

平成19年8月9日(木)から平成19年9月20日(木)

提出方法・・・

*** でんし きた でんし そうふ 郵便、ファックス又は電子メールにて送付してください。

郵便

7ページの用紙に記入して、パンフレットにつけてあります封筒に入れ ゅって は ゅっきっ 切手を貼らず郵送してください。

ファックス

7ページの用紙に記入して、名古屋市子ども青少年局子ども未来部子ども未来課まで

FAX 052-972-4437

電子メール

a3081@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

また、意見募集につきましては、名古屋市公式ウェブサイトにおいてものせてありますのでご覧ください。

http://www.city.nagoya.jp/shisei/jigyoukeikaku/kodomo/

1

等例**必要的** 等例**必要的** 等例**必要的**

子どもにとって大切な権利を守るために、 名古屋市、保護者、地域の方、

学校の関係者(先生など)、事業者のそれぞれの役割と、

子どもの育ちについて、

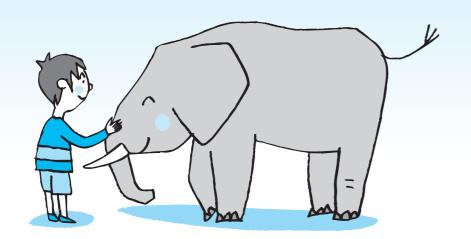
市の基本となる取組を定めることにより、

子どもをみんなで支援するまちの実現

をめざします。

FEEDEST?

主に18歳未満を対象にしています。



子どもにとって大切な権利を考えました!

安心して 安全に 生きる権利

- 1 命が守られ、安全な環境で安心して生きることができます。
- 2 かけがえのない存在として愛情と理解をもって育まれます。
- 3 健康な生活が守られ、適切な医療が受けられます。
- 4 あらゆる暴力や犯罪から守られます。
- 5 あらゆる差別や差別によって不利益を受けません。
- (6) 年齢や発達にふさわしい生活をおくることができます。

でとり 一人ひとりが 尊重される 株利

- 1 個性が認められ、人格が尊重されます。
- 2 自分の考えを自由に持ち、表し、行動できます。
- 3 信頼され、自分の意思が尊重されます。
- 4 プライバシーや名誉が守られます。
- 5 自分の持っている力を発揮できます。

^{®た} きだ 豊かに育つ ^{はんり} 権利

- 1 年齢や発達に応じて学ぶことができます。
- 2 遊んだり、休んだり、のびのび育つことができます。
- 3 さまざまな人や自然とのふれあいや多くの文化の中で、共に 生きることができます。
- 4 社会とのかかわりの中で育ち、自立していくことができます。

主体的にきんか
参加する
けんり
権利

- 1 自分の意見を表すことができ、その意見が尊重されます。
- 2 自分たちにかかわることを決めることについて自分たちの意見 が反映されます。
- 3 意見を表すために、必要な情報の提供や支援が受けられます。

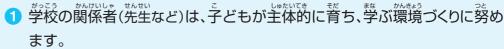
子どもたちを取り巻く大人たちが、子どもの権利を保障するための役割を考えました!

家庭のなかで

- 1 保護者は、責任をもち、子どもを守り育てます。
- 2 保護者は、子どもにとって最も良い方法はなにか考え、 子どもの年齢と発達に応じた子育てに努めます。



学校や施設のなかで



- 2 学校の関係者(先生など)は、子どもの身近にいる大人であることを自覚し、 あたるよう努めます。
- 3 学校の関係者(先生など)は、子どもが子どもの権利について理解し、意見 を表す場を設けたり、支援に努めます。

| 自分が≪らす地域のなかで

- 1 地域の方は、地域のさまざまな人や自然や文化 とのかかわりの中で、子どもが豊かに育つよう に、子どもの支援に努めます。
- 2 地域の方は、虐待など暴力や犯罪などから 子どもを守り、安全で安心な地域づくりに努め
- 3 地域の方は、地域社会の仲間である子どもと ともに地域活動を行うよう努めます。





- 1 事業者は、誰からも信頼されるような事業活動 を行い、従業員の教育に努めます。
- 2 事業者は、従業員が、子どもを支援する取組に 参加したり、子どもと一緒に過ごす時間がもてる よう努めます。



- 1 市は、子どもの権利を保障し、子どもに とって最も良い方法を考え、子どもを支援 します。
- 2 市は、子どもの権利を守り、子どもを支援 するため、保護者などそれぞれの役割が 果たせるよう、必要な支援や協力をします。

支援

- 3 市は、国、県などと協力します。
- 4 市は、子どもの支援を行うため、必要な税金 などを使います。

すいしんたいせい せいび 推進体制の整備

で そうごうけいかく さくてい 子ども総合計画の策定

市は、子どもなど市民の意見を聴いて、 子どものための計画をつくり、推進します。

まいしんきょうぎかい せっち 推進協議会の設置

市は、子どもたちを支援するため、市民と 一緒に話し合える場をつくります。

きょてんしせつ せっち 拠点施設の設置

設けます。





子どもに関する基本的な名古屋市の取組を考えました!

子どもの権利の普及等

- 1 市は、子どもの権利とその保障や、子どもを支援するための調査や研究に努めます。
- 2 市は、この条例と子どもの権利について、市民の関心を高めるため、広報や普及に 努めます。

虐待、体罰、いじめなどの防止及び救済

市は、保護者、地域の方、学校の関係者(先生など)、関係機関と協力し、虐待、体罰、いじめなどについての防止、相談、救済のために必要な対応をします。

子どもへの支援

1 子どもの居場所づくり

市は、保護者、地域の方、学校の関係者(先生など)と協力し、子どもが安心して安全に過ごすことができる居場所づくりを進めます。

2 遊びや体験の場づくり

市は、子どもが自然や地域社会とのふれあいの中で豊かに育つことができるよう遊びや体験の場を提供します。

3 社会的自立への支援

市は、保護者、地域の方、学校の関係者(先生など)、事業者と協力し、子どもが社会に 認められ、自立できるよう支援します。

子どもの参画活動の促進

市は、子どもにかかわることを決めるときに、子ども会議など子どもが主体的に参画し、 意見を表し、子どもの意見が反映される仕組みをつくります。

子育て家庭への支援

市は、地域の方、学校の関係者(先生など)、事業者と協力し、保護者が子どもの成長について責任を果たし、子どもが安心して暮らせるよう子育て家庭を支援します。

条例の名前について・



「名古屋市子とも条例(仮称)の基本的な考え方(検討骨子)」 「こいての意見記入用紙

名前					
じゅうしょ 住 所					
世のべっ性別	_{おとて} 男	· 女	ずくねん	小・中・高	ahtu 年生
いけん かんそう か (意見、感想を書いてください)					
しょうれい なま	ž.				
(条例の名前について)					



平成19年9月20日(木) 必着



- ●郵 個
- この用紙に記入のうえ、パンフレットにつけてあります封筒に入れ切手 を貼らず郵送してください。
- ファックス FAX 052-972-4437

な で や し で せいしょうねんきょく こ みら い が で 名古屋市子ども青少年局子ども未来部子ども未来課

●電子メール a3081@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

6